

# 行政 & 暮らしの情報



## お知らせ

### 通知カード・マイナンバーカードに関する臨時窓口について

引き続き平成28年6月までの毎月第4日曜日(5月は第5日曜日)に市役所本庁舎市民課窓口を開設します。

#### 時間

午前8時30分～午後5時15分  
(マイナンバーカードの交付は午後4時30分まで)

#### 受付をする内容

通知カード・マイナンバーカードに関するお問い合わせおよび交付に関する事務のみを実施します。

#### 問合せ

市民課市民戸籍G  
内線2114・2115



### 転入された方、転出予定の方へ

町内会は、地域の住民同士が支え合い、助け合うことにより、住みよい地域づくりをするために組織されている任意団体です。町内会にはそれぞれのルールがあり、安心して暮らせる地域づくりのためには、住民である皆さんの相互の協力が大切です。

市では、町内会代表者に、市政の周知、啓発、各種連絡事務など、様々な活動にご協力をいただいています。

転入された方、転出予定の方におかれましては、円滑な町内会業務の運営のため、町内会代表者へご連絡いただきますよう、よろしくお願いたします。

#### 問合せ

### ごみの分別排出について

#### 集積場へのごみ出しについて

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

#### ごみの分別について

最近、可燃ごみへの瓶・空き缶などの不燃物混入が見受けられます。また、プラスチック容器包装の分別を理解していない排出も多く見受けられます。

プラスチック容器包装(青袋)は、(リ)サイクルマークが付いているプラスチック容器のみが収集対象です。「津島市家庭ごみ&資源の分け方と出し方」を参考に、お間違えのないようにお出しください。

### 処理困難物について

ガラス、陶器、コンクリート殻、消火器、ボウリング球などの処理困難物については、清掃事務所までお尋ねください。

◎ご家庭から一時的に大量のごみが出る場合は、数回に分けて出していたり、焼却施設(海部地区環境事務組合八穂センター)への自己搬入をお願いします。

一度に集積場に大量のごみを出されると、ごみの収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルともなりかねません。

このような場合は、清掃事務所にご相談ください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。

※粗大ごみは、粗大ごみ受付センター(31-3284)へお尋ねください。

#### 問合せ

清掃事務所 ☎26-4228

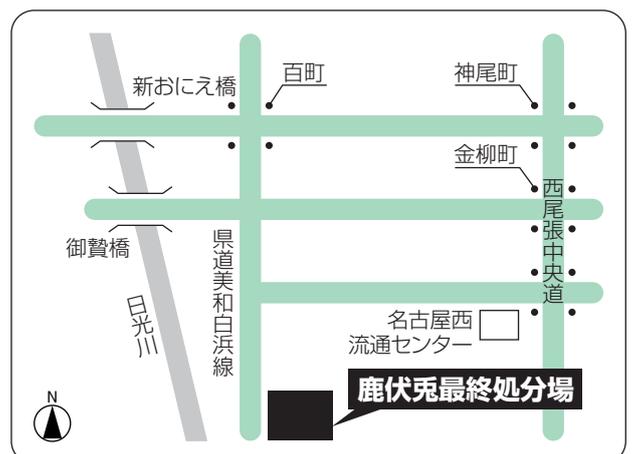
### リサイクルステーション開設について

4月1日(金)から、鹿伏兔最終処分場において、資源物等の受け入れを行うリサイクルステーションを開設します。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

**開設場所** 鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰地内・地図参照)

**開設時間** 午前9時～午後3時(土・日・曜日、祝日、年末年始は除く)

**搬入可能物** 新聞紙、段ボール、古着、



空き缶(スプレー缶等含む)、空き瓶、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、USBメモリー、電子辞書、ゲーム機)ポータブルカーナビ、ドライヤー、電気カミソリ、各種機器のリモコンやACアダプター等)、その他金属製品

**注意事項** 家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの搬入はできません。お近く、もしくは買い替えた家電量販店にご相談ください。

**その他** 搬入物のお問い合わせ、ご相談は清掃事務所までお願いします。

**問合せ** 清掃事務所 ☎26-4228

国民年金保険料改定

平成28年4月分から国民年金保険料の月額が1万6260円(3月分までは1万5590円)に変わります。

納付方法・保険料額 表のとおり

※便利でお得な口座振替をぜひご利用ください

納付方法	1カ月分	6カ月分	1年分	2年分
現金支払(各月)	16,260円	97,560円	195,120円	
現金支払(前納)		4月30日・10月31日までに	4月30日までに	
		各96,770円 各790円割引	191,660円 3,460円割引	
口座振替(前納)	当月末振替	4月30日・10月31日振替	4月30日振替	4月30日振替
	16,210円 50円割引	各96,450円 各1,110円割引	191,030円 4,090円割引	377,310円 15,690円割引

※6カ月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月までの現金前納ができます。  
※月末が休日の場合は、翌営業日が振替日、または納付期限となります。

学生納付特例制度

在学期間中の保険料を社会人になつてから支払うことができる制度です。

対象 大学、短大、高等学校、高等専門

学校、専門学校および各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生で、本人の前年の所得が118万円以下の方です。

承認周期 毎年4月～翌年3月

受付 平成28年度分：4月から  
過去2年間遡及の場合：随時

受付窓口 保険年金課医療・年金G(市役所1階)

持ち物

- ・年金手帳
- ・印鑑(朱肉使用のもの)
- ・学生証や在学証明書等

※退職や転入された方は、離職票や課税・非課税証明書が必要な場合があります。

※4月前後に更新用のハガキが届いた方は、必要事項を記入の上、返送してください。

注意

※納付特例期間は、受給資格期間(最低25年)には算入されませんが、年金額には反映されません。

※納付特例期間は、10年間は追納できません。ただし、2年度以上経過した期間は加算額が付加されます。

※学生でない30歳未満の方には、若年者納付猶予制度が、それ以外の方には、申請免除制度があります。

問合せ

保険年金課医療・年金G  
内線2121・2122

中村年金事務所

☎052145317200

図書館生涯学習センター分室オープン

神守公民館内にあった分室が4月より生涯学習センター2階に移転、開室します。

場所 生涯学習センター2階

開室時間 午前9時～午後5時  
(正午～午後1時は休室)

休室日 月曜日(祝日は開館)、毎月第4火曜日、特別整理期間(11月中旬に2週間程度)

蔵書冊数 約6千冊

◎毎週日曜、毎月第3火曜日には、おはなし会を行います。

問合せ 社会教育課生涯学習G  
内線2281

錬成館耐震改修工事完了

錬成館本館(1階剣道場・2階柔道場・3階修養場 各会議室)において、耐震改修等工事を行ってきましたが、この度平成28年3月をもって工事が完了しました。工事期間中ご迷惑をお掛けしました。

なお、施設の利用申し込みは、錬成館1階事務所で受け付けます。

問合せ 社会教育課スポーツ振興G  
内線2284



防災ハザードマップを作成しました

平成26年5月に発表された「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」に基づいて、ハザードマップを新たに作成し今回、全戸配布します。

地震と風水害を想定したもので、今回は小学校区別に地域住民の方とまち歩きをした内容も反映しています。

災害に備え、日頃から家族で話し合いをしましょう。

問合せ 危機管理課



宮田用水土地改良区に関する事務について

神守支所での取り扱いが平成28年3月末日をもって終了しました。今後の取り扱いには左記へ。

問合せ 宮田用水土地改良区(稲沢市稲沢町北山178)  
☎0588713214151

**国民健康保険  
入院時食事療養標準負担額の改定**

国民健康保険に加入中の方の入院時の食事療養標準負担額が健康保険制度の改正により平成28年4月診療分から1食あたり260円から360円に、平成30年4月からは460円に引き上げられます。ただし、住民税非課税世帯や難病、小児慢性特定疾患患者の負担額に変更はありません。

**問合せ** 保険年金課国民健康保険G  
内線2125～2129

**津島市認知症介護家族交流会**

**日時・場所**

4月19日 市役所4階中会議室  
5月17日 市役所4階中会議室  
6月21日 市役所4階大会議室  
毎月第3火曜日

**時間** 午後1時30分～3時30分

**対象** 認知症の方を介護しているご家族

**参加費** 無料

**申込** 電話、または直接左記へ。

**問合せ** 高齢介護課長寿福祉G

内線2145



**介護保険料のご案内**

65歳以上の方の津島市の介護保険料額は、所得段階ごとの14段階に定められています。(下表)

4月からは、平成28年度の保険料を算定する基礎となる平成27年中の所得金額が確定していないため、次のとおり仮徴収額を納めていただきます。

なお、年間介護保険料額決定通知(本徴収)は8月にすべての対象者へ個別でお知らせします。

**仮徴収の納付方法**

**普通徴収の方**

「仮徴収納入通知書」を4月上旬にお送りします。前年度の年間保険料額の12分の4を1期～4期(4～7月)で納めていただきます。

**4月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方**

4月から特別徴収開始となる方には、「特別徴収開始通知書」を3月にお送りしました。

**6月から新たに特別徴収(年金天引き)となる方**

6月から特別徴収となる方は、仮徴収額が前年度の年間保険料額の2分の1になるように納めていただきます。

1期・2期(4月・5月)は12分の1ずつを引き続き普通徴収で、6月・8月は12分の2ずつを年金から天引きします。対象の方には4月上旬に通知書をお送りします。

**特別徴収(年金天引き)の方**

既に年金から天引きされている方は、平成28年2月に天引きされた金額を引き続き4月・6月・8月の年金から天引きします。

**口座振替をご利用ください**

普通徴収の方は、口座振替を利用されると大変便利です。

**持ち物**

・市指定金融機関で手続きする場合

介護保険料の納付書、通帳、通帳印  
・市役所で手続きする場合  
介護保険料の納付書、通帳、通帳印、または、キャッシュカード

※市役所高齢介護課窓口では、キャッシュカードだけで、口座振替が簡単に登録できるマルチペイメントシステムをご利用いただけます。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G

内線2141・2142

**第6期介護保険料**

所得段階	計算内容	年額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	28,620円
第2段階	世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	36,250円
第3段階	世帯全員が非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	38,160円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	44,520円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階に該当しない方	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	76,320円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	82,680円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	101,760円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	108,120円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	117,660円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上650万円未満の方	136,740円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が650万円以上800万円未満の方	139,920円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	143,100円
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	146,280円

**平成28年度固定資産税の課税**

平成28年度固定資産税の価格(評価額)を9月31日に決定し、固定資産課税台帳に登録しました。

納税通知書発送日 4月6日(水)

平成28年度固定資産税・都市計画税納期限

第1期 5月2日(月)

第2期 8月1日(月)

第3期 12月27日(火)

第4期 平成29年2月28日(火)

問合せ 税務課固定資産税G

内線22051~22080

**平成28年度固定資産税についてQ&A**

**Q** 平成24年4月に住宅(木造、110㎡)を新築しましたが、平成28年度分から税額が急に高くなっているのはなぜですか？

**A** 新築の住宅で一定の要件に該当する場合、3年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)に限り、一戸あたり120㎡まで税額が2分の1に減額されます。したがって、平成25から27年度分までは税額が減額されています。

**Q** 地価の下落によって土地の評価額が下がっているのに、税額が上がるのはなぜですか？

**A** 平成9年度から税負担の公平を図るため適用された負担調整措置により、一度に税負担を引き上げず、なだらかに負担を引き上げていきますので、

土地の税額が上がっています。

**Q** 私は、平成27年11月に土地を売るために売買契約をして、平成28年2月に買主への所有権移転登記を済ませました。平成28年度の固定資産税は誰に課税されますか？

**A** 平成28年度の固定資産税は、売主に課税されます。固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に対し、当該年度分の課税をすることになります。

**Q** 平成28年2月に古い物置(家屋)を取り壊しましたが、平成28年度の固定資産税は課税されますか？

**A** 課税されます。毎年1月1日現在に存在している家屋について、当該年度分を課税することになります。

**納税の猶予制度について**

市県民税や固定資産税などの納付に関する猶予制度の見直しがありました。市税を納期限までに納付できない場合、一定の要件に該当する場合は、納期限後6カ月以内に申請していただくことにより、毎月の分割納付となる制度をご利用いただける場合があります。

また、自然災害や事故に遭われた場合にも、猶予制度をご利用いただける場合がありますので、市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに収納課までご相談ください。

問合せ 収納課

内線22111~22180



保存版

**平成28年度津島市税等納付のこよみ**

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限	H28 5月2日 (月)	H28 5月31日 (火)	H28 6月30日 (木)	H28 8月1日 (月)	H28 8月31日 (水)	H28 9月30日 (金)	H28 10月31日 (月)	H28 11月30日 (水)	下記※	H29 1月31日 (火)	H29 2月28日 (火)	H29 3月31日 (金)
固定資産税・都市計画税	○ 第1期			○ 第2期					○ 第3期		○ 第4期	
市民税・県民税			○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期			○ 第4期		
軽自動車税		○ 全期										
国民健康保険税		○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	
市営・改良住宅家賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅新築資金等償還金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所利用者負担金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期	○ 第10期	○ 第11期	○ 第12期
後期高齢者医療保険料				○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	
下水道事業受益者負担金					○ 第1期		○ 第2期		○ 第3期		○ 第4期	

※12月(納期限)

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税…平成28年12月27日(火)

下水道事業受益者負担金…平成28年12月26日(月)

市営・改良住宅家賃、住宅新築資金等償還金、保育所利用者負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料…平成29年1月4日(水)

**障害者差別解消法が施行されました**

行政機関や事業者等における、障がい者を理由とした不当な差別的扱いの禁止と、障がい者にとつての社会的障壁を取り除くための配慮を行うことを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が4月1日から施行されました。障がいによる差別を受けた方やその家族は、福祉課までご相談ください。

**問合** 福祉課福祉G

内線2131・2132

**平成28年度福祉タクシー利用助成券の交付**

市と契約しているタクシー業者を利用する場合、その料金の一部を助成します。

**対象** 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症

～第5項症、被爆者健康手帳をお持ちの方

**利用券の交付枚数**

年度内24枚まで（一枚500円以内）

**利用可能枚数**

平成28年度より、1回の乗車につき

2枚まで利用可能になりました。

**申込** 手帳・印鑑を持参の上、左記へ。

**問合** 福祉課福祉G

内線2131・2132

**住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度**

地球温暖化防止のため、自ら居住する住宅に、次の設備を設置する個人に対して、その設置費の補助を予算の範囲内で行います。

**対象設備**

**①太陽光発電システム**

〈要件〉

- ・太陽電池の公称最大出力の合計が10kW未満のもの
- ・発電した電気をその住宅で消費し、余剰電気を電力会社に売電する設備のあるもの

〈補助金額〉

- ・太陽電池モジュール1kW当たり1万5千円、上限は4kW6万円

**②定置式リチウムイオン蓄電システム**

〈要件〉

- ・リチウムイオン蓄電池部およびインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に活用できるもの

〈補助金額〉

・設置費に応じて10万円以内



※その他の要件は、市ホームページに掲載。（トップページ↓くらし↓環境・衛生↓地球温暖化対策↓住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金）

**受付** 必要書類の整った方から先着順に行います。設置後の申請はできません。

**問合** 生活環境課環境保全G

内線22622

**水道水の水質検査計画を策定**

平成28年度に行う水質検査について、採水の場所、検査の項目・頻度などの計画を定めましたので、その内容を上下水道部工務課（市役所4階）およびホームページで公表しています。

**問合** 上下水道部工務課工務G

内線24366～24388



**合併処理浄化槽設置費補助金制度**

生活排水による河川の汚れを防止するため、合併処理浄化槽設置費の補助を予算の範囲内で行います。

単独処理浄化槽や汲取り便所は、し尿以外の生活排水を処理できず環境に大きな負荷がかかります。そこで、合併処理浄化槽に転換する場合には、補助

金額の増額を行いますので、ぜひ転換をご検討ください。

**対象地域** 下水道事業認可区域以外の区域

**対象浄化槽**

①10人槽以下の住宅用合併処理浄化槽  
②設置工事が、申請時に未着手であり、平成29年3月末日までに工事が完了するもの

※その他の要件は、市ホームページに掲載。（トップページ↓くらし↓環境・衛生↓水質汚濁↓合併処理浄化槽設置費補助金）

**受付** 必要書類の整った方から先着順に行います。設置後の申請はできません。

**問合** 生活環境課環境保全G

内線22635

**補助金額**

人槽区分	合併処理浄化槽 新設・改築	単独処理浄化槽・汲取り 便所からの転換	
5人槽	177,000円	276,000円	+単独処理浄化槽 撤去工事費 90,000円以内
6～7人槽	205,000円	320,000円	
8～10人槽	259,000円	404,000円	